

# 第 4 章 都市計画

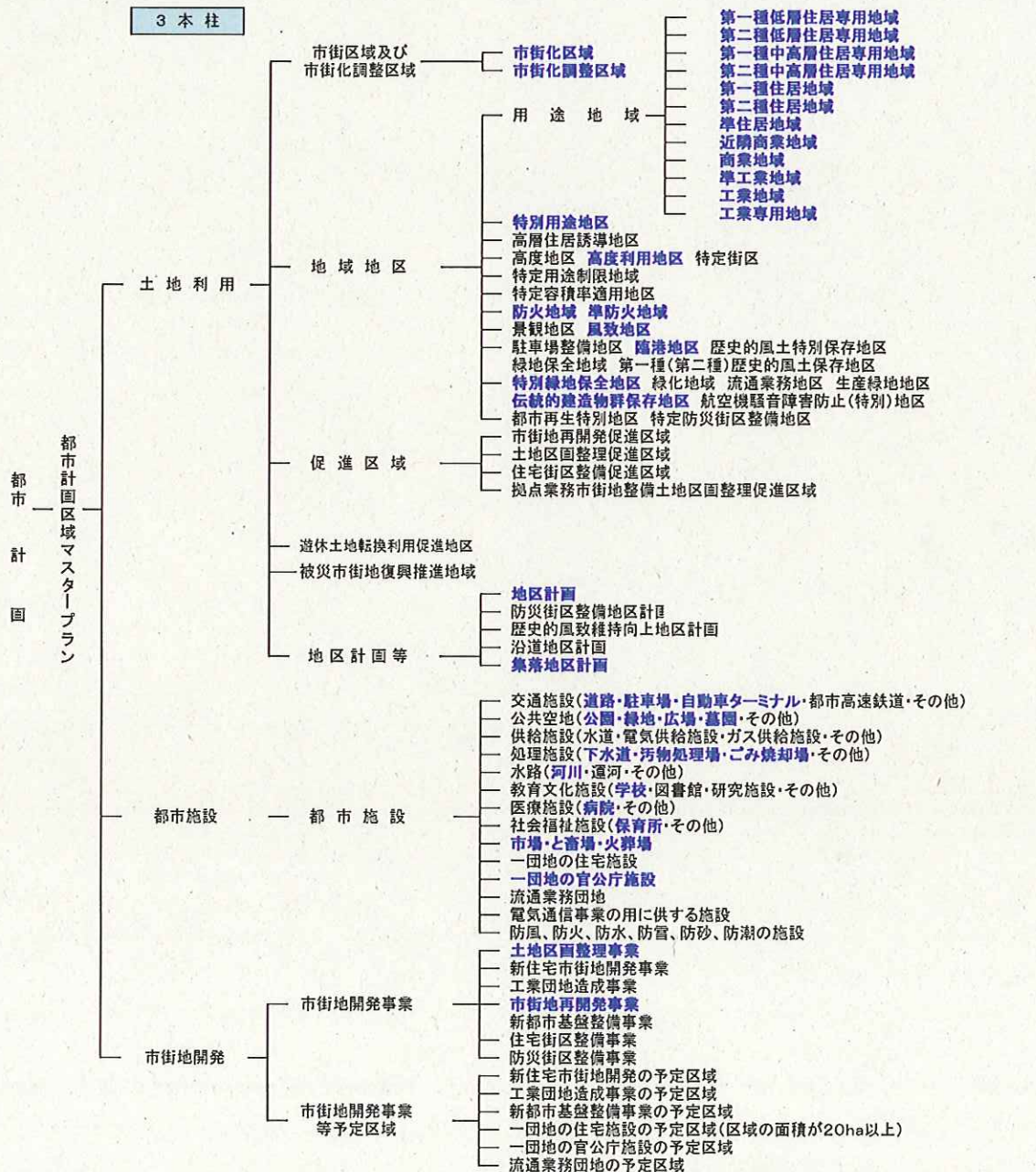
## 第 1 節 都市計画の目的・役割

都市計画とは都市の発展を計画的に誘導し、秩序ある市街地を形成し、人々の健康で文化的な生活と機能的な活動を確保することを目的として、土地の合理的な利用を図る計画です。

都市計画の基本法である都市計画法においては、その目的を「都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与する」としており、この目的は農林漁業との健全な調和を図り、広域的な見地から定められている国土利用基本計画をはじめとする上位計画に適合しつつ、他の法令との連携をもって達成されるものです。

## 第 2 節 都市計画の内容

都市計画の内容は、大別すると①土地利用に関すること ②都市施設に関すること ③市街地の一体的な開発、整備を目的とする市街地開発に関すること の3本の柱から成り立っており、さらにそれぞれが細分化されています。



太字は秋田県において決定しているものを示す

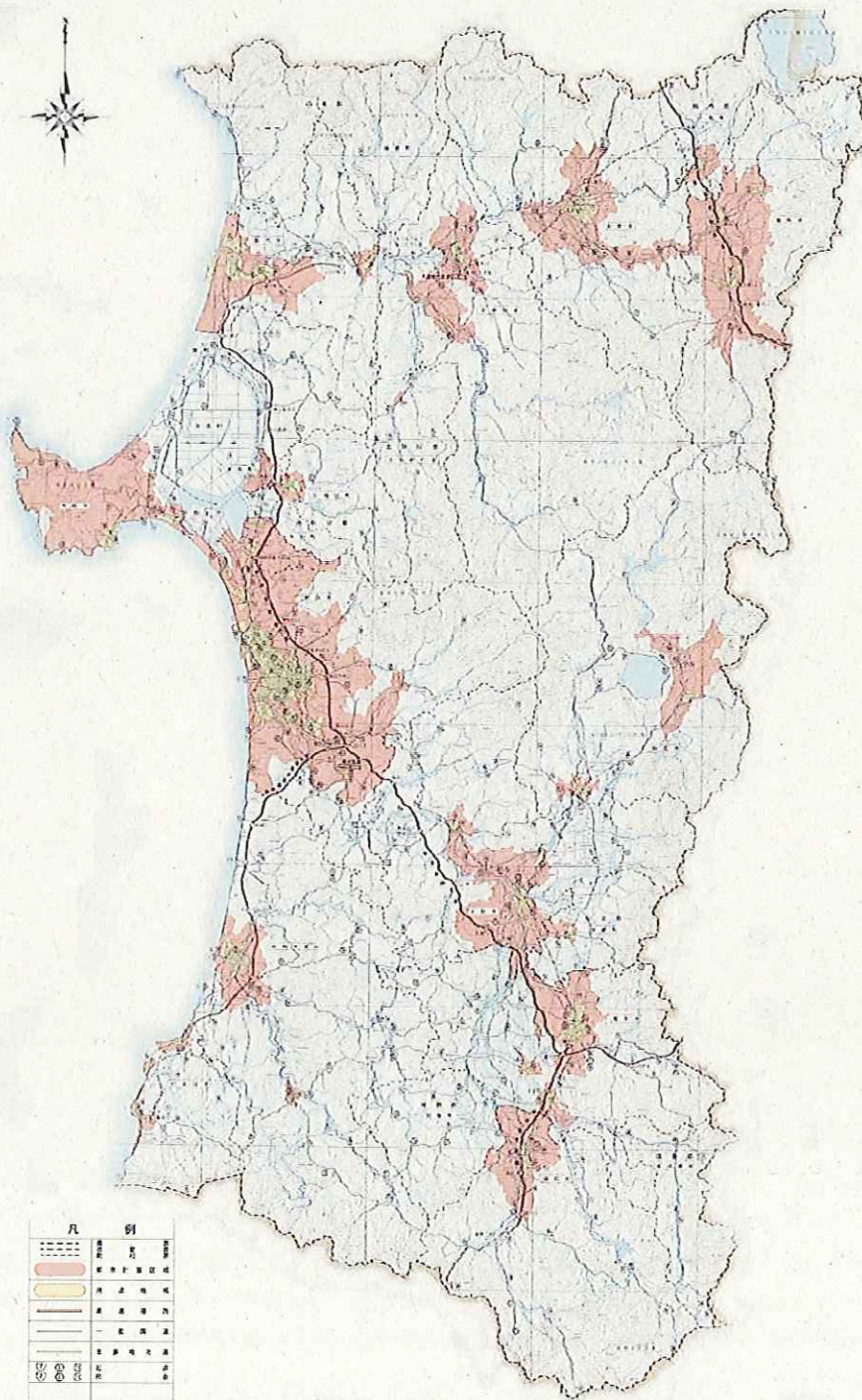
### 第3節 都市計画区域

都市計画区域とは、都市計画を定めるべき場であり、自然的条件、社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等の現況及び推移を勘案し、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要のある区域を指定するものです。

(指定の効果)

法6条の基礎調査により当該都市計画区域の課題を鮮明にし、都市計画法の目的に沿った現実的で実行可能な計画を立てることが可能となるとともに、適正な規制により無秩序な開発を抑制することができます。

◆秋田県都市計画区域図(平成19年10月1日)



◆都市計画区域指定状況

人口及び都市名:平成23年4月1日現在

都市計画区域名	都市名	旧市町村名	当初指定年月日	最終指定年月日	行政区域		人口集中地区(DID)		都市計画区域		区域率	
					面積(ha)	人口(人)	面積(ha)	人口(人)	面積(ha)	人口(人)	(%)	
河 辺	秋田市	河辺町	S 50 9 25	S 50 9 25	( 30,106 )	9,495			5,625	8,240	6.2	( 18.7 )
		雄和町	S 50 9 25	S 50 9 25	( 14,451 )	7,109			4,825	3,598	5.3	( 33.4 )
		小計			44,557	16,604			10,450	11,838	11.5	
秋 田	秋田市	秋田市	S 5 5 2	S 58 5 7	( 46,010 )	306,470	5,360	263,485	30,987	305,703	34.2	( 67.3 )
					90,567	323,074	5,360	263,485	41,437	317,541	45.8	45.8
	湯上市	昭和町	S 26 9 7	S 58 5 7	( 4,065 )	7,918			4,065	7,918	41.5	( 100.0 )
		飯田川町	S 45 10 24	S 58 5 7	( 1,580 )	4,633			1,580	4,633	16.1	( 100.0 )
		天王町	S 45 10 24	S 58 5 7	( 4,151 )	22,276			1,573	10,601	16.1	( 37.9 )
						9,796	34,827			7,218	23,152	73.7
					55,808		5,360	263,485	38,205	328,855	( 68.5 )	
鹿 角	鹿角市		S 9 7 21	S 47 12 14	70,734	35,103	0	0	19,000	34,345	26.9	
大 館	大館市	大館市	S 25 3 31	S 60 12 3	( 40,154 )	61,820	722	24,815	11,736	60,116	12.8	( 29.2 )
		比内町	S 23 7 31	S 60 12 3	( 20,539 )	10,782			959	6,072	1.0	( 4.7 )
					91,370	79,734	722	24,815	12,695	66,188	13.9	
北秋田	北秋田市	鷹巣町	H 22 7 23	H 22 7 23	( 115,257 )	37,115	165	6,243	8,854	25,173	7.7	
					( 78,065 )							
能 代	能代市	能代市	S 15 9 26	S 50 9 25	( 24,534 )	49,473	574	21,938	10,096	45,547	23.7	( 41.2 )
二ツ井	能代市	二ツ井町	S 23 9 20	S 56 11 24	( 18,140 )	10,512			963	5,851	2.3	( 5.3 )
					42,674	59,985	574	21,938	11,059	51,398	25.9	
男 鹿	男鹿市	男鹿市	S 15 5 13	S 56 11 24	( 19,815 )	28,073			19,160	26,073	79.6	( 96.7 )
					24,080	32,541			19,160	26,073	79.6	
本 荘	本荘市	本荘市	S 9 12 14	H 19 5 18	( 18,830 )	44,189	457	19,063	6,447	39,986	5.3	( 34.2 )
矢 島	由利本荘市	矢島町	S 56 11 24	S 56 11 24	( 12,363 )	5,539			447	3,335	0.4	( 3.6 )
					120,908	86,093	457	19,063	6,894	43,321	5.7	
にかほ	にかほ市	仁賀保町	H 22 7 23	H 22 7 23	24,065	28,252	223	6,713	2,353	20,604	9.8	
					( 24,061 )							
西仙北	大仙市	西仙北町	S 56 11 24	S 56 11 24	( 16,840 )	9,658			1,072	4,004	1.2	( 6.4 )
大 曲	大仙市	大曲市	S 13 3 8	H 8 9 10	( 10,469 )	37,555	482	16,909	10,458	37,555	12.1	( 99.9 )
		待岡町	H 8 9 10	H 8 9 10	( 3,516 )	5,848			3,208	5,848	3.7	( 91.2 )
	美郷町	六郷町	S 44 5 20	H 8 9 10	( 3,906 )	6,704			815	5,243	4.8	( 20.9 )
					16,836	22,093			815	5,243	4.8	
					( 17,891 )		482	16,909	14,481	48,646	( 80.9 )	
角 館	角館町	角館町	S 25 9 12	S 50 9 25	( 15,663 )	13,489			1,253	8,471	1.1	( 8.0 )
田 沢 湖	仙北市	田沢湖町	S 31 8 13	S 50 9 25	( 67,206 )	11,436			6,680	6,446	6.1	( 9.9 )
					109,364	30,570			7,933	14,917	7.3	
横 手	横手市	横手市	H 22 7 23	H 22 7 23	( 28,590 )	97,263	401	14,469	28,018	93,167	98.0	
					69,304							
湯 沢	湯沢市	湯沢市	S 24 7 2	S 50 9 25	( 20,020 )	31,698	280	11,924	7,780	30,186	9.8	( 38.9 )
					79,072	52,077	280	11,924	7,780	30,535	9.8	
小 坂	小坂町		S 35 12 24	S 60 12 3	( 17,800 )	6,069			1,186	3,943	6.7	
十和田湖の境界画定					20,195							
五 城 目	五城目町		S 27 12 24	S 45 12 26	21,494	10,968			1,159	6,465	5.4	
八 郎 潟	八郎潟町		S 25 11 10	S 60 12 3	1,700	6,716			1,068	6,716	62.8	
上小阿仁	上小阿仁村		S 39 7 23	S 39 7 23	25,682	2,821			90	870	0.4	
計(A)	13市4町1村				( 660,484 )							
					1,129,129	1,074,182	8,664	385,559	170,057	741,369	15.1	
県計(B)	13市9町3村				1,163,625	1,079,124	8,664	385,559	1,163,625	1,079,124		
県対比(A/B)	(単位%)				97%	99.5	100.0	100.0	14.6	68.7		

注1 都市計画区域を有する市町村の行政区域及び都市計画区域の人口は平成17年国勢調査の確定値をベースにした住民基本台帳による人口である。

注2 人口集中地区(DID)は平成17年国勢調査による。

注3 行政区域面積は国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」(平成22年10月1日)による。

注4 ( )は旧市町村内の数値である。

2011/5/15 9:56

## 第4節 土地利用計画

### 1 市街化区域及び市街化調整区域

無秩序な市街化の拡大(スプロール)を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分(「線引き」制度)するものです。

その概要は、

- ・市街化区域：既に市街化を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域
- ・市街化調整区域：市街化を抑制すべき区域

秋田県においては下表にあるとおり、秋田都市計画区域(秋田市(旧秋田市)、潟上市(旧昭和町、旧飯田川町、旧天王町))でのみ定められています。

(指定の効果)

より細やかな規制、誘導が可能となり、適切な市街地の形成及び抑制が図られることとなります。

#### ◆市街化区域及び市街化調整区域(平成18年5月19日、秋田県告示第465号)

	都市名	旧都市名	面積(ha)			人口フレーム(千人)			生産規模(億円)		就業者数(千人)	
			都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域	市街地内	保留				
秋田都市計画区域	秋田市	秋田市	30,987	7,424	23,563	351.6	322.0	5.8	製造業	4,231	1次産業	2
		昭和町	4,065	189	3,876				出荷額等		2次産業	38
	潟上市	飯田川町	1,580	120	1,460				卸小売業	20,760	3次産業	133
		天王町	1,573	374	1,199				出荷額等			
	合計		38,205	8,107	30,098				計	24,991	計	173

※人口フレーム、生産規模、就業者数の目標年次は平成22年

### 2 地域地区

地域地区は土地の自然的条件及び土地利用の動向を勘案して、住居の環境を保護し、商業、工業等の利便を増進し、災害、公害を予防する等良好な都市環境を確保すべく、主として建築物の利用目的及び形態に制限を加え、土地の合理的かつ適正な利用を図ろうとするものです。

#### (1)用途地域

用途地域は地域地区の中で最も基本となる都市計画であり、住居、商業、工業、その他の用途を適正に配置することにより、都市機能を向上させるとともに、良好な都市環境を維持、改善することを目的として定めるものです。

#### (指定の効果)

建築基準法により、建築物の用途、形態等についての規制がなされます。

#### (2)その他

秋田県においては上記の用途地域の他に地域地区として、特別用途地区や高度利用地区、防火地域、風致地区、臨港地区、仙北市(旧角館町)の伝統的建造物群保存地区などが地域地区として定められています。

◆用途地域指定状況(単位:ha)

(H23.4.1現在)

都市 計画 区域名	都市名	用途地域													指 定 年 月 日 及 告 示 番 号
		第一種 低層住居 専用地域	第二種 低層住居 専用地域	第一種 中高層住居 専用地域	第二種 中高層住居 専用地域	第一種 住居 地域	第二種 住居 地域	準住居 地域	近隣 商業 地域	商業 地域	準工業 地域	工業 地域	工業 専用 地域	合計	
秋 田	秋田市	2,129	14	711	467	1,431	86	5.8	351	390	796	250	794	7,424	H18.11.16 市告278号
	潟上市	119	2.5	79.1	68.6	255	8.8		32		119			683	H10.9.22 県告616号
	小計	2,248	16.5	790.1	535.6	1,686	94.8	5.8	383	390	915	250	794	8,107	
河 辺	秋田市	6.6				38	4.5		4.8		24		58	136	H10.10.1 町告65号
鹿 角	鹿角市	145	7.2	10		436	11		63	103	110			885	H14.12.10 市告50号
大 館 比 内	大館市	102		233	56	419	18		53	86	90	32		1,089	H18.4.6 市告22号
		8.0				135		5.0	10		17			175	H8.4.1 町告25号
鷹 巣	北秋田市	76		36		162	19		19	28	30			370	H9.9.1 町告49号
能 代 二 ツ 井	能代市	170		214	79	491	172		126	135	242	399		2,028	H19.8.31 市告114号
				9.7		117	17		12	12	30			198	H7.12.15 町告71号
男 鹿	男鹿市	94		108	47	231	40	4.0	73	32	136	30	165	960	H15.8.27 市告35号
本 荘 矢 島	由利本荘市	124	36	66	123	296	140	12.0	37	71	91	96		1,092	H8.4.1 市告11号
に か ほ	にかほ市	7.6		91	5.4	285	1.0	21	37.8	23.0	137	109		718.0	H11.8.10 町告52号
西 仙 北 大 曲	大仙市	7.2	36		13	76		5.9	5.9	2.4	9.4			156	H7.12.22 町告41号
	大仙市	76		103	50	273	11		69	57	113	15		767	H21.12.7 市告111号
	美郷町	19		15	56	75			8.5	13	24			211	H7.12.12 町告59号
	小計	95		118	106	348	11		78	70	137	15		978	
横 手	横手市	234	4.7	220	53	410	118		129	98	282	17	119	1,665.0	H24.3.1 市告第20号
湯 沢	湯沢市	10		68	4.2	347	40		93	46	87	21		716	H16.11.1 市告26号
角 館	仙北市	33	31	27	17	125	20		10	28	52			343	H8.4.1 町告12号
田 沢 湖	仙北市	39		26	16	91			19	8.0	40			239	H8.12.16 町告42号
小 坂	小坂町	8.8		19		58	28		14		9.6	53		190	H8.1.1 町告28号
五 城 目	五城目町	125				115			22	26	75	22		385	H15.2.4 町告1号
八 郎 潟	八郎潟町	6.3	18			55			14		8.5			102	H7.12.25 町告15号
上小阿仁	上小阿仁村														
合計		3,540	149	2,036	1,055	5,921	734	54	1,203	1,158	2,523	1,044	1,136	20,552	

※1)都市別合計値は単純合計ではなく都計決定図書記載値である。

※2)最下欄右端合計値は、端数処理のため横欄の合計値とは一致しない。

### 3 地区計画等

地区計画等は住民の生活に身近な空間を対象とした地区レベルでのまちづくりの要請に応え、地区を単位として、道路、公園等の配置や建築物に関する制限などについて、地区の特性に応じてきめ細かく定めるまちづくりの計画です。

平成12年の法改正により、地区計画等に関して、住民からの案の申し出の方法を条例で定めることができるようになりました。今後、地区計画等を積極的に活用して地区の実情に即し、地域住民に密着したまちづくりを推進していきます。



通町地区計画

#### ◆地区計画

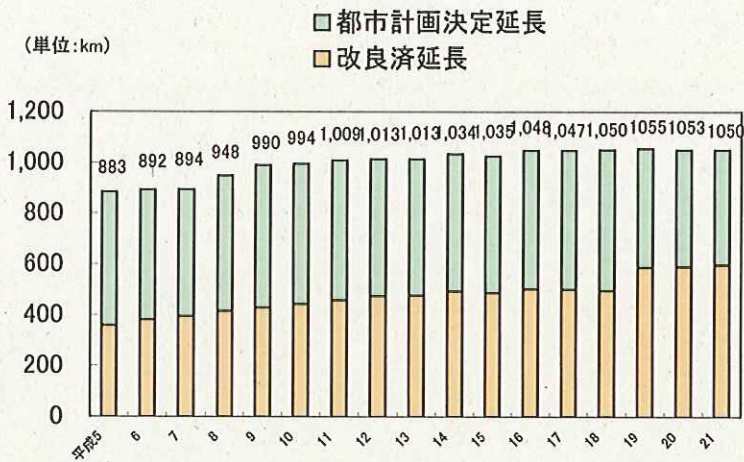
都市計画区域		名称	位置	面積	計画決定年月日	都市計画区域		名称	位置	面積	計画決定年月日
区域名	都市名					区域名	都市名				
秋田	秋田市	通町地区計画	秋田市大町一丁目及び保戸野通町地内	約 5.3ha	H5.2.18 秋田市告示第18号	秋田	秋田市	御所野下堤・元町地区計画	秋田市御所野下堤一丁目及び元町二丁目 他	約20.6ha	H17.11.10 秋田市告示第284号
秋田	秋田市	秋田新都市老人福祉総合エリア地区計画	秋田市御所野下堤5丁目及び秋田市四ツ小屋地内	約27.5ha	H6.2.10 秋田市告示第19号	秋田	秋田市	土崎港中央四丁目地区計画	秋田市土崎港中央四丁目地内	約 3.6ha	H17.11.10 秋田市告示第282号
秋田	秋田市	泉ハイタウン地区計画	秋田市泉字菅野及び外旭川字水口地内 他	約16.1ha	H7.12.12 秋田市告示第139号	秋田	秋田市	南ヶ丘地区計画	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢及び字ニタ子沢地内 他	約47.7ha	H19.11.29 秋田市告示第291号
秋田	秋田市	山手台地区計画	秋田市上北手百崎字内山、字諏訪ノ沢地内	約31.1ha	H15.8.22 秋田市告示第237号	秋田	潟上市	街道下地区計画	潟上市昭和久保字街道下の一部 他	約26.7ha	H12.11.10 昭和町告示第52号
秋田	秋田市	下新城の中野地区計画	秋田市下新城中野字街道端西地内	約21.5ha	H18.8.1 秋田市告示第237号	秋田	潟上市	豊川龍毛地区計画	潟上市昭和豊川龍毛字坂の下の一部 他	約 5.0ha	H22.6.11 昭和町告示第81号
秋田	秋田市	広面谷内佐渡地区計画	秋田市広面谷内佐渡、柳田字川崎 他	約12.9ha	H16.3.12 秋田市告示第204号	秋田	潟上市	阿弥陀堂地区計画	潟上市昭和久保字阿弥陀堂の一部 他	約 6.2ha	H22.6.11 潟上市告示第81号
秋田	秋田市	楢山石塚谷地区計画	秋田市楢山石塚谷、上北手荒巻字鳥越地内 他	約16.4ha	H22.4.15 秋田市告示第114号	秋田	潟上市	昭和工業団地地区計画	潟上市昭和久保字北野蓮沼前山の一部	約34.8ha	H20.1.18 潟上市告示第7号
秋田	秋田市	仁井田福島地区計画	秋田市仁井田福島二丁目、仁井田字福島 他	約11.8ha	H15.8.22 秋田市告示第240号	秋田	潟上市	元木山四季の街地区計画	潟上市昭和久保字元木田地内	約 4.0ha	H20.9.8 潟上市告示第105号
秋田	秋田市	桜台地区計画	秋田市桜三丁目、下北手桜字小堤沢 他	約46.1ha	H15.8.22 秋田市告示第238号	横手	横手市	羽黒町・上内町地区計画	横手市羽黒町の一部及び上内町の一部	約13.6ha	S62.4.7 横手市告示第7号
秋田	秋田市	仁井田本町地区計画	秋田市仁井田本町五丁目及び六丁目 地内	約15.0ha	H13.2.7 秋田市告示第18号	横手	横手市	朝日が丘地区計画	横手市朝日が丘二丁目の一部	約 1.0ha	S63.7.23 横手市告示第10号
秋田	秋田市	下浜桂根地区計画	秋田市下浜桂根字浜添 他	約27.9ha	H10.9.22 秋田市告示第179号	鹿角	鹿角市	花輪地区地区計画	鹿角市花輪新町・大町谷地田町各地区の一部を除いた区域	約10.6ha	H11.8.17 鹿角市告示第32号
秋田	秋田市	下浜羽川地区計画	秋田市下浜羽川字下野地内	約 1.1ha	H10.9.22 秋田市告示第180号	鹿角	鹿角市	花輪高井田地区計画	鹿角市花輪字高井田	約 5.6ha	H11.8.17 鹿角市告示第31号
秋田	秋田市	外旭川小谷地区計画	秋田市外旭川字小谷地 他	約14.3ha	H11.4.1 秋田市告示第69号	湯沢	湯沢市	大町地区地区計画	湯沢市大町一丁目及び二丁目 地内	約 3.7ha	H12.3.30 湯沢市告示第11号
秋田	秋田市	御所野堤台地区計画	秋田市上北手猿田字寺ノ沢及び中谷地 他	約54.8ha	H17.4.12 秋田市告示第132号	田沢湖	仙北市	田沢湖駅前地区計画	田沢湖町生保内字男坂 他	約 4.3ha	H10.6.19 田沢湖町告示第28号
秋田	秋田市	御所野地蔵田地区計画	秋田市御所野地蔵田二丁目及び四丁目 他	約32.7ha	H17.11.10 秋田市告示第286号	大曲	大仙市	大曲駅東第1地区地区計画	大仙市幸町、福田町、花館字安本及び田ノ尻地内	約 29.8ha	H18.9.5 大仙市告示第57号
秋田	秋田市	御所野元町地区計画	秋田市御所野元町五丁目及び六丁目 他	約23.7ha	H17.11.10 秋田市告示第285号	小坂	小坂町	古館地区計画	小坂町小坂鶴山字古館 他	約 4.6ha	H10.4.1 小坂町告示第12号
						計		32地区		約 580.0ha	

#### ◆集落地区計画

都市計画区域		名称	位置	面積	計画決定年月日
区域名	都市名				
秋田	潟上市	南きたの地区集落地区計画	潟上市北野地域の一部	約64.7ha	H10.3.3 昭和町告示第6号
計		1地区		約64.7ha	

## 第5節 都市基盤整備

### ◆街路整備状況の推移(秋田県)



### 1 街路事業の概要

街路は、都市における安全かつ円滑な交通を確保するとともに、都市の骨格となって健全な市街地の形成に寄与する都市内道路です。

また、災害時における避難路や火災を遮断する空間として都市防災上の役割を果たし、上下水道・電力・通信・ガス等のライフラインの収容を図るなど多面的な機能を持ち、安全・快適な都市生活の実現には欠かせない施設です。

秋田県の都市計画道路(道路事業含)の整備率は、秋田中央道路の完成により、平成22年4月1日現在で57%(全国58%)と全国水準並みになりました。

### ◆平成22年度の街路事業一覧(県施工)

都市計画区域		都市計画道路名	延長(m)	幅員(m)	事業期間(予定)
区域名	都市名				
秋田	秋田市	川尻広面線(寺町)	344	25.00	H 6 ~ H24
	秋田市	千秋広面線(手形)	540	25.00~35.00	H 8 ~ H25
	秋田市	新屋土崎線(山王)	980	22.20~30.00	H15 ~ H24
角館	仙北市	横町線	170	16.00	H14 ~ H23
横手	横手市	中央線(幸町)	544	16.00	H21 ~ H27

平成23年4月1日現在 5路線5工区

### 秋田中央道路

#### 計画諸元

事業区間 秋田市旭北錦町～秋田市手形字中谷地  
 構造規格 第2種第2級(自動車専用道路)  
 設計速度 60km/h  
 延長・幅員 L=2.55km  
 W=9.75m

#### 経緯

平成9年12月 都市計画決定(開削工法)  
 平成12年2月 都市計画変更(シールド工法)  
 平成12年6月 事業認可  
 平成15年11月 都市計画変更(換気所・避難口の追加)  
 平成15年12月 変更認可  
 平成17年3月 シールド掘進開始  
 平成19年9月 供用開始

◎秋田中央道路供用後の山王側出入口（H19. 9撮影）



・街路事業横山金足線（秋田市飯島）



・街路事業田沢湖駅駅前広場（仙北市）





## 2 土地区画整理事業の概要

無秩序に建築物が立ち並ぶ既成市街地では、交通渋滞、災害時の救急・消防活動の阻害、居住環境の悪化等を招いています。

このため、道路・公園等の公共施設を総合的に整備し、このような状況を改善するとともにうるおいと活力のあるまちづくりを行うことのできる土地区画整理事業を推進しています。

### ◆土地区画整理事業の実績

#### (1) 土地区画整理事業の推移(都市計画事業)



#### (2) 土地区画整理事業実施面積(全体)



(1)は都市計画事業として実施された土地区画整理事業の推移である。

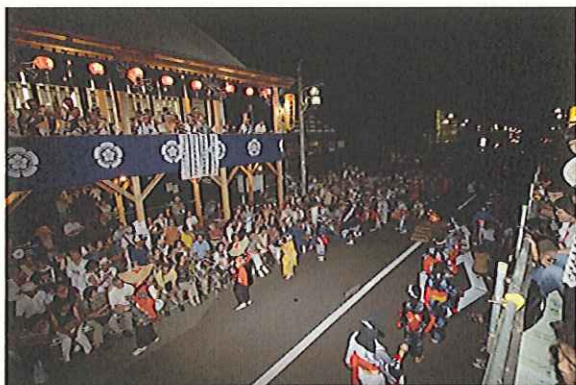
(2)は県内の土地区画整理事業実施総面積(施行中含む)である。

※ いずれも平成23年3月31日現在

※ DID:人口集中地区

## 3 都市再生整備計画事業(旧まちづくり交付金)の概要

都市再生整備計画事業は、地域の特性を活かした個性あるまちづくりを支援し、都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を目的とする制度です。交付対象は、市町村が作成する都市再生整備計画に位置付けられたまちづくりに必要な施設整備等であり、都市計画区域が指定されていない市町村での事業も可能です。県内ではこれまで13市町村の23地区で計画が採択され、事業を推進しています。



完成した会館前での盆踊り(西馬音内地区)



ポケットパークでの朝市(角館駅周辺地区)

## 第6節 都市景観の形成

### 身近なまちづくり支援街路事業

武家屋敷の面影を今に残し伝統的建造物群保存地区に選定されている仙北市角館の武家屋敷通りには、年間多数の観光客が訪れています。このため県及び市では、歴史的環境の保全と地域住民の居住環境の改善を目的に、武家屋敷通線を歩行者優先道路として復元し、その代替路となる横町線を歴史的景観に配慮しながら整備する事業を実施しています。



# 第7節 都市公園

## 1 都市公園整備の現況

都市公園は、緑豊かで安全・快適な都市環境の整備、スポーツ・レクリエーションの場の提供及び災害時の避難場所確保などを目的として、都市公園法に基づいて設置される公園又は緑地です。

秋田県における都市公園はこれまで13市4町1村で整備を進めてきており、平成21年度末までに553箇所、面積1,529haの公園及び緑地が開設され、都市計画区域人口一人当たりの公園面積は19.5㎡となっています。平成23年度も地域住民の多様なニーズへの対応と、やすらぎと潤いのあるオープンスペース確保のため、平成23年度末の一人当たり公園面積20㎡を目標に都市公園の整備を促進します。

また、都市計画区域が指定されていない町村で設置される特定地区公園(カントリーパーク)については、平成21年度末までに11市町村において20箇所、面積216haの公園が開設されています。

公園、緑地の都市計画決定状況

平成22年4月1日現在

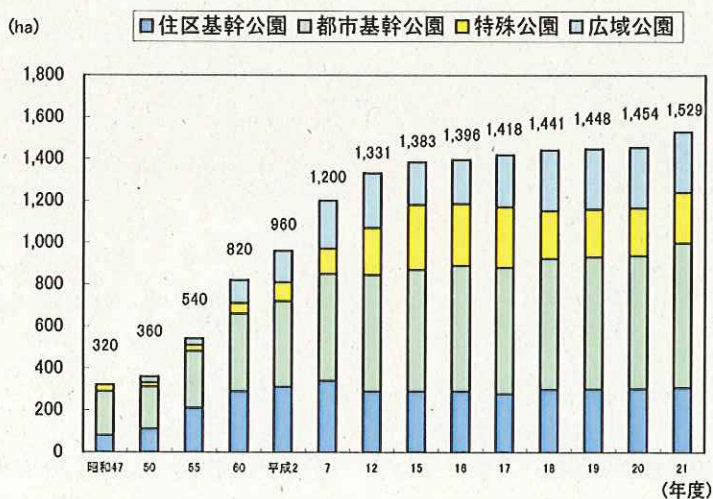
公園種別	箇所数	面積(ha)
街区公園	435	107.82
近隣公園	39	83.94
地区公園	25	161.27
総合公園	24	1,009.10
運動公園	6	215.00
風致公園	3	235.00
歴史公園	2	39.70
広域公園	3	954.50
緑地	17	1,346.19
墓園	11	192.24
広場	1	0.08
合計	566	4,344.84

都市公園の開設状況

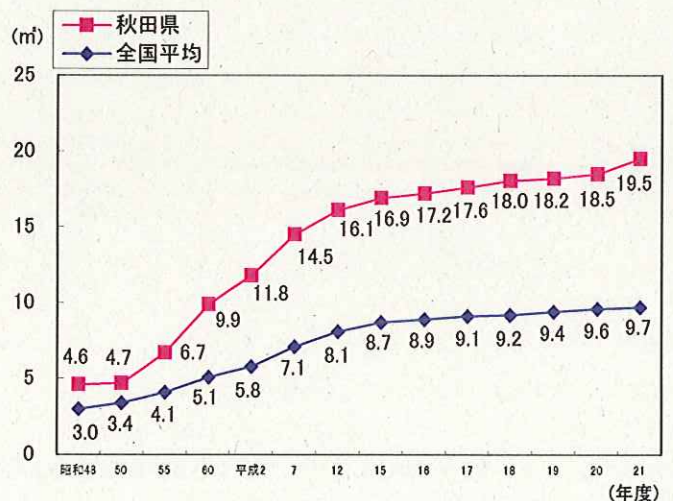
平成22年3月31日現在

公園種別	箇所数	面積(ha)
街区公園	382	88.32
近隣公園	36	76.15
地区公園	36	142.55
総合公園	24	571.27
運動公園	7	119.08
風致公園	0	0.00
歴史公園	2	2.84
広域公園	3	289.90
緑地	38	172.02
墓園	11	58.82
広場	11	4.85
緑道	3	3.22
合計	553	1,529.02

### ◆公園別面積推移



### ◆1人当たり公園面積



## 2 県立都市公園

県が整備している都市公園は、3カ所あります。

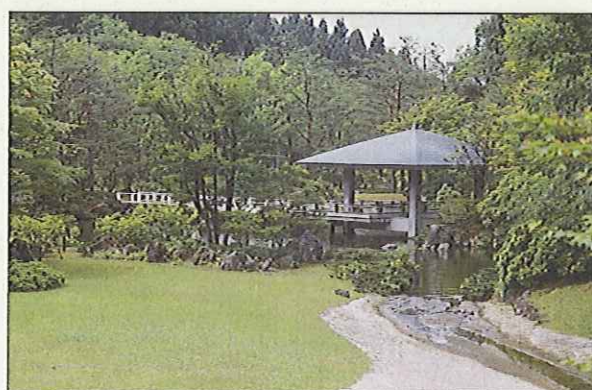
### 県立都市公園の施設概要

公園名	計画面積(ha)	開設面積(ha)	主な施設内容
小泉湯公園	170.0	63.7	日本庭園(水心苑)、菖蒲園、噴水カスケード広場、グリーンスロープ、健康広場、テニスコート、管理事務所
中央公園	583.8	132.6	桜広場、つつじ園、展望台、陸上競技場、球技場、野球場、トレーニングセンター(公園事務所)、あきたスカイドーム、若人の丘、フィールドアスレチック、ファミリーキャンプ場、サイクルスポーツコース、テニスコート、投てき場、アーチェリー場、補助陸上競技場、運動広場、野球広場、マウンテンバイク場、パークゴルフ場
北欧の杜公園	200.7	93.6	芝生広場、イベント広場、休憩所、野鳥観察者舎、記念広場、野外ステージ、パークセンター(公園事務所)、オートキャンプ場、わんぱく広場、犬の冒険広場、なべっこ広場、パークゴルフ場、テニスコート

#### ・ 小泉湯公園

秋田市の北部、金足地内に位置し、男湯と女湯を中心に、広大な自然を利用しながら整備されており、散策やレクリエーションの場として県民に親しまれている公園です。

公園の管理の拠点となるパークセンター、日本庭園「水心苑」、菖蒲園、多目的広場、テニスコート、サイクリングロード等を整備しております。

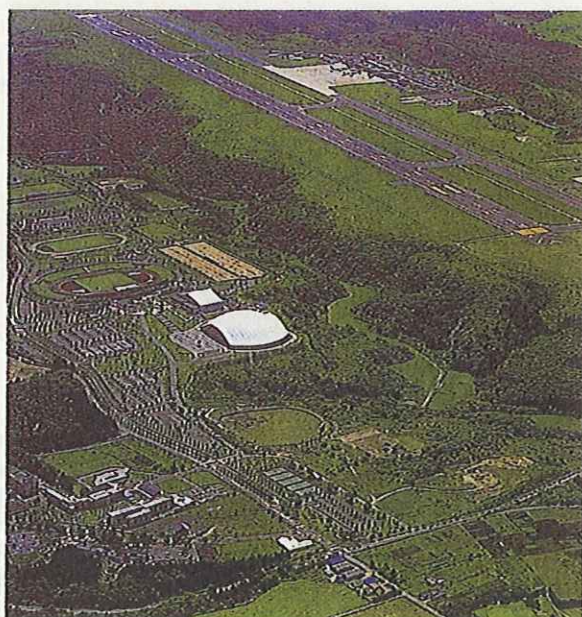


【水心苑】

#### ・ 中央公園

秋田市中心部から南東約15kmの雄和椿川地内に位置し、秋田空港を取り囲むように連なる丘陵地や広大な草原を有効に活用し、大規模なスポーツ大会から県民の多様なレクリエーション需要に対応し県民がいつでも気軽に利用できる広域的、多目的な公園です。

スポーツ施設(陸上競技場、テニスコート、屋根付きグラウンド等)、芝生広場、フィールドアスレチック、マウンテンバイク場、パークゴルフ場、ファミリーキャンプ場等を整備しております。



【スポーツゾーン】



【県営陸上競技場】

### ・ 北欧の杜公園

秋田市と十和田湖のほぼ中間にある北秋田市大野台地内に位置し、北欧の牧歌的雰囲気をいかして県北地方の広域的な余暇活動の場および国際交流の場を提供し、実践することをテーマに整備が進められています。

公園の総合的な利用と管理の拠点となるパークセンター、オートキャンプ場、わんぱく広場、なべっこ広場、テニスコート、パークゴルフ場等を整備しており、平成22年度には第2パークゴルフ場もオープンしました。



【全景】

【秋田県立都市公園の位置図】



## 3 市町村都市公園の整備

### (1) 防災公園の整備

快適な生活環境を創出するとともに、災害に強い都市の形成を図るため、千秋公園(秋田市)など災害時の避難地となる都市公園の整備を推進します。

### (2) 都市公園のバリアフリー化

誰もが快適に生活できる都市環境の形成を図るため、都市公園のバリアフリー化を推進します。



【千秋公園】

### (3) 都市緑化

市町村が策定する「緑の基本計画」に基づき、まちの顔となるような緑化重点地区として、新屋駅周辺地区(秋田市)を整備します。

## 第8節 各種許可・規制

### 1 開発許可制度

開発許可制度は、都市計画法に基づく市街化区域と市街化調整区域のいわゆる「線引き」制度を担保する制度であり、開発行為に際して、許可を必要とさせることによって、宅地について一定の水準を確保させるとともに、市街化調整区域にあつては、一定の要件(立地基準)に適合するものを除き、原則として開発行為を許可しないこととして、「線引き」制度の目的を達成させるための制度です。

また、線引きのされていない都市計画区域内及び都市計画区域外においても、一定の面積以上の開発行為について許可の対象とされています。

許可が必要となる開発行為の規模

都市計画区域内			都市計画区域外
市街化区域	市街化調整区域	非線引き都市計画区域	
1,000㎡以上	すべての開発行為	3,000㎡以上	1ha以上

### 2 屋外広告物規制

屋外広告物に関する制度は、良好な景観の形成や風致の維持、公衆への危害防止の観点から、屋外広告物の表示等に関して必要な規制を行うものです。

屋外広告物制度においては、屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関し、これを禁止する地域及び物件が定められています。禁止地域以外の地域において広告物の表示等を行う場合等には、知事(秋田市の区域については、秋田市長)の許可が必要になります。

また、秋田県内において屋外広告業を営もうとする場合には、知事への登録が必要となり、登録を受けないで屋外広告業を営むことはできません。(秋田市の区域で屋外広告業を営む場合については、別途秋田市長への登録が必要になります。)

